

第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・イノシシ編）
改定案に対する意見募集の実施結果について

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和2年12月14日（月）～令和3年1月12日（火） 30日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
郵送	1通
FAX	1通
電子メール	45通
計	47通

(2) 整理した意見の総数

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・イノシシ編）改定案双方に係るもの 46件
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定案に係るもの 19件
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案に係るもの 7件
- ・ その他の意見 35件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	頂いた意見に対する考え方
【第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・イノシシ編)改定案双方に係るもの】		
<p>1 被害防除対策主軸の保護管理計画にすべき。 捕獲ではなく被害防除対策に重点を置く方が、長期的にみると個体数調整よりもローコストで確実に被害減少できる結果が出ている。</p>	12件	<p>本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。また、生息環境管理の施策の例として、農地や集落周辺、市街地周辺における刈り払い等による緩衝帯の整備や進入経路の遮断等の環境管理により、人と野生鳥獣のすみ分けを図っていくことを記載しています。</p>
<p>2 ニホンジカ、イノシシ両種のガイドラインにおいて個体群管理に重点が置かれすぎているため、被害防除に関してもっと詳細に述べるべきです。</p>	2件	<p>ニホンジカ及びイノシシによる各種被害は依然として深刻な状況にあることから、本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。 なお、被害防除対策に関しては、対策を検討する上で参考となる資料を参考文献に記載します。</p>
<p>3 「個体数管理」だけでなく、「被害防除対策」に関しても、各コミュニティにとって有用なガイドラインをつくっていただきたい。また、鹿が増えずに生息できる場所の保護も計画に入れていただきたい。</p>	1件	<p>本ガイドライン(案)は、鳥獣保護管理法に基づき、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画作成の際の参考として作成するものとなります。なお、各種対策の事例については、保護管理レポートとして公表してきており、今後もガイドラインを補完する資料として作成していく予定です。</p>
<p>4 防除対策が不十分(捕殺と同量の防除対策を盛り込むべきだ。生態系を問題視するのであれば、山林での死体の放置を禁止するべきだ。防除対策に重きを置くべきだ。)</p>	1件	<p>本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。なお、鳥獣の放置等については、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、禁止されています。</p>
<p>5 ニホンジカ・イノシシとも、これだけ被害が増加している以上、狩猟免許という制限を完全に撤廃すべき。くくり罠について、クマが誤捕獲されても良い。クマは増え</p>	1件	<p>狩猟免許は狩猟を安全に実施するために必要な最低限の資質を確認することを目的とした制度であり、狩猟による危険防止の観点から撤廃すべきではないと考えています。</p>

	すぎ。		また、鳥獣保護管理法に基づく基本指針では、鳥獣の保護の観点から、クマを含む鳥獣の錯誤捕獲を防止するとともに、錯誤捕獲した個体については、原則として、放鳥獣を行うこととされているところ です。
6	ツキノワグマの錯誤捕獲に関しては、以下の4点を徹底して頂きたい。 ① 錯誤捕獲が繰り返し発生した場所は、罠を撤去させる。 ② 奥山のような、野生動物のコア生息域には罠を設置しない。例えば標高800m以上の奥山には罠を設置しないなど、罠の設置に関してもゾーニングを決める。 ③ 米糠などの、ツキノワグマを強力に誘因する誘因物は使用しない。 ④ くくり罠の輪の直径は、真円12cm以下を徹底する。	18件	クマ類等が錯誤捕獲されることについては、クマ類の生態系に影響を及ぼすことなどから、「錯誤捕獲対応の実施体制等」を記載しているところ です。 ご提案の高標高域などの奥山には罠を設置しないなどを決めることについては、地域によって状況が様々なこともあり、一律に定めることは難しく、地域の実情に応じて判断するものと考えます。 誘引餌については、「錯誤捕獲対応の実施体制等」の項目において、配慮する必要があるものに「誘引餌」を追記します。 また、猟具の適切な取扱いについては、都道府県や狩猟者団体等を通じて捕獲者に通知しているところ です。引き続き、錯誤捕獲防止のための周知に努めてまいります。
7	ガイドライン案は、個体数推定方法が稚拙であり、この推定値を基準に管理計画を策定することはできない。全く評価に値せず、従って廃案とすべきである。	2件	本ガイドライン(案)では、個体群管理は個体数、生息密度、分布域に関する施策の目標を設定し、記載することとしています。また、現在、環境省の他、多くの自治体が階層ベイズ法を用いていることから同推定法に関する情報も記載していますが、個体数推定を実施する場合、使用する推定方法の特徴や使用可能なデータ等を踏まえ、各都道府県が推定に用いる方法を決定していくものと考えています。
【第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)改定案に係るもの】			
1	シカの生息地を確保すべき。 放置された人工林を伐採して草原や湿原を再生したり、使われなくなったゴルフ場やスキー場をシカの保護区とするなど、安心して棲める生息地を人間の責任でシカたちに保障すべき。	14件	本ガイドライン(案)は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)に関するものであり、例えば、森林伐採や牧草地の放置、放棄され草原化した耕作地など、ニホンジカの個体数の増加につながる餌資源の増加を抑制することを生息環境管理の施策の考え方として記載しています。

2	ゾーニングの推進者は、ゾーニングにより野生鳥獣を自由かつ無差別に捕殺できるようになったと考えている。ガイドライン案は評価に値しない、撤回すべき内容である。	1件	本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示していますが、ゾーニングは、地域個体群等生息状況の類型、土地利用の形態、地形や行政界等、優先すべき管理の目的に応じて対象地域を区分し、管理の目標の達成状況を評価していく際の考え方として示しているものとなります。
【第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(イノシシ編)改定案に係るもの】			
1	イノシシの生息地を確保すべき。生息地管理に関して、「イノシシが餌を食べられる環境を作らない」「イノシシの潜みやすい場所をなくしていく」という考え方と同時に、「イノシシの還る山間部等の環境管理」も計画に入れていくべきである。	1件	本ガイドライン(案)では、イノシシの生息環境管理には、イノシシを人の生活圏に近づきにくくするための環境管理とイノシシ個体群を存続させていくための山間部等の環境管理の2つの内容が含まれ、イノシシに係る第二種特定鳥獣管理計画では、前者についての記載が中心となることを記載しています。
2	イノシシを寄せ付けない環境づくりの話ではなく、イノシシの餌資源をどこにどう確保しておくかを明示していない。それが出来なければ共存・棲み分けは到底できない。 人工林率が、60%、70%と高い地域は、放置された人工林を伐採して実の成る広葉樹を復活させ、生息地を作るべきである。	1件	本ガイドライン(案)では、イノシシの生息環境管理には、イノシシを人の生活圏に近づきにくくするための環境管理とイノシシ個体群を存続させていくための山間部等の環境管理の2つの内容が含まれることを記載していますが、本ガイドライン(案)は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)に関するものであることから、イノシシの管理では前者についての記載が中心となることを記載しています。
3	野生動物が民家にでないように、農作物を分けて山に置いておくなど、何かしらの案があるはず。安心して山に棲める生息地を人間の責任で保障してやるべきです。	2件	本ガイドライン(案)では、イノシシの生息環境管理には、イノシシを人の生活圏に近づきにくくするための環境管理とイノシシ個体群を存続させていくための山間部等の環境管理の2つの内容が含まれることを記載しています。ただし、農作物を山中に置くなどの餌やりもしくはそれに類する行為は、イノシシ等の野生鳥獣を市街地や集落へ誘引することにもなりうることから、本ガイドライン(案)では、それらの行為を防ぐことで、イノシシの市街地への誘引を防止し、出没を抑制することを施策の考え方として記載しています。

4	文中の指定ページや URL に不備がある。	1件	URL 等の不備につきましては、修正します。
5	市街地に出没するイノシシへの対応について、環境省が主体となりもっと積極的な体制づくりを行うべきである。	1件	イノシシが市街地へ出没した際に適切な対応が行われるためには、都府県、市町村、警察等の関係行政機関や狩猟団体等の間で連絡体制の整備、役割分担及び出没した際の対処方法を決めておくなど、関係機関・団体と連携を図ることが極めて重要であることから、今回改定案で、ガイドラインに記載しています。 環境省としても、関係省庁、都道府県等と連携を図り、鳥獣の保護管理に関する取組を推進し、技術的な助言等に努めていきます。
6	イノシシなどの獣害を誘引する「餌付け」には様々な形態がある。有効な対策を講じるためにより詳細な記述を求める。	1件	「(10) 被害防除対策に関する事項」において、誘引の形態について追記をします。
【その他の意見】			
1	食物連鎖のピラミッドを正しく理解し、生態系の保護区域を人間が容易に入れないようにしながら監視カメラなどで管理する。 保護区域から出ようとする個体を捕獲もしくは保護することで人間社会に影響を及ぼさないようにする。 おおまかには二つの施策を同時に進めることが必要。	1件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	人間の立ち位置が「生態系の一部」なのか?それとも「生態系の生物とは立場が違う生き物」なのか?が問われているのだと考えます。	1件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
3	第一は必要な分だけを生態系の中から確保することです。 第二は日本が国家として成立する前からそうだったように、「山の恵み」として人間社会に出没するような個体から確保収容して利用することでしょう。	1件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
4	自然界での生態系の多様性に対して注意すべきことは人間の脅威となる「毒物」「毒物を持った生物」「土中・生物保	1件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

	<p>有の細菌・ウイルス・バクテリア」が存在することです。</p> <p>今年、私は関東エリアでもダニによる「SFTS」の症例が散見されるのではないかと警戒していましたが、コロナ禍により人間の活動が制限されているせいなのか今年の関東エリアでの症例確認はありません。</p>		
5	<p>捕獲なのか保護なのか</p> <p>言葉遊びではありませんが「捕獲」は狩猟の範疇であり捕まえた個体の健康状態や生死を問いません。しかしながら「保護」は捕まえた後に個体の最終処置方法の違いから、より健康であったり、生きたままで捕える事を要求されます。</p> <p>そういった意味でメディアに流れるような町中に現れた野生生物の捕獲手法は正解かどうかの答えがなく、警察にしる保健所にしる公衆衛生の観点からも適切に対処できる人材・組織が必要であることは容易に想定できる話であります。</p>	1件	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>野生動物の生息数を減らすことを目指すのではなく、棲み分けて共生共栄を実現させることを目指す、野生動物たちの命と安全を守るガイドラインにしていきたいです。</p>	7件	<p>本ガイドライン(案)は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)に関するものであり、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。</p>
7	<p>奥山には捕獲罠を一切設置しないなど、野生動物のコア生息域に罠を設置することを厳禁する。</p>	3件	<p>本ガイドライン(案)は、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)に関するものであり、捕獲については、ニホンジカの生息、被害、自然環境、土地利用等の地域の状況を踏まえ、実施場所等を選定することが重要と考えます。</p> <p>なお、錯誤捕獲の防止については「錯誤捕獲対応の実施体制等」において、錯誤捕獲を予防するための措置について記載しています。</p>

8	日本固有のツキノワグマについても、シカや猪同様に、保護を考慮頂きたい。	1件	本ガイドライン(案)は、ニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画を作成する際の参考として、現在の知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として作成するものとなります。なお、クマ類の保護管理については、別途ガイドラインを作成し、都道府県に対して技術的な助言を行っています。
9	ガイドライン作成にかかわった委員はワイルドライフ・マネジメント派のみで公平性に欠ける。自然保護団体のメンバーを加えるべき。	2件	本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
10	ニホンジカ、イノシシ両種のガイドラインにおいて「個体数を半減することを目標」として掲げているが、推定生息数の幅がありすぎることから目標設定として不相当だと考えます。	1件	ニホンジカ及びイノシシの個体数を半減するという目標は、平成25年12月に環境省及び農林水産省がとりまとめた「抜本的な鳥獣対策」に係るものとなります。個体数の推定に当たっては、全国的に入手可能な指標を元に階層ベイズ法を用いて行ったものです。いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
11	野生動物であるニホンジカの生態はわかっていない部分が多く、適切な頭数を設定することが困難な状況にあります。そのような野生動物をそもそも管理対象とする方針そのものが間違っていると思われま	1件	ニホンジカを始めとする野生鳥獣管理においては、不確実性を伴うことを考慮する必要があることから、本ガイドラインでは、モニタリングを行い、目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、次期計画を作成する順応的管理を基本的な考え方としております。
12	「個体数管理」だけでなく「被害防除」「農地管理」「生息地保護」を基盤に行動できる、地域ごとのリーダーの育成をすべき。	1件	本ガイドライン案では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示していますが、それらを担う人材育成についても進めていきます。
13	膨大な放置人工林をシカやイノシシが生息地できる森に育てる案を進めるべき。	1件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
14	野性動物の生息地を確保してあげてほしいです。	1件	鳥獣保護区の指定・管理等を通じて、野生鳥獣の生息地の保護等に努めていきます。
15	管理の名のもとに、野生鳥獣の捕殺数を増やすことに反対する。	3件	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

16	<p>昨年、わが国では 6000 頭を超える熊が捕殺されました。</p> <p>絶滅に瀕している野生の大型哺乳類である熊をこれだけ捕殺することは絶滅を誘引し大変憂慮すべき事態と考えます。</p>	1件	<p>本ガイドライン(案)は、ニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画を作成する際の参考として、現在の知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として作成するものとなります。錯誤捕獲に関する対応については、「錯誤捕獲対応の実施体制等」において、錯誤捕獲を予防するための措置について記載しています。</p>
17	<p>殺生をせずに棲み分けのための努力や棲息地を保証してあげる努力、経済発展をほどほどにした自然回帰の政策を行うことが今ある諸問題を解決する為の一番の合理的な解決方法である。</p>	5件	<p>本ガイドライン(案)では、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの施策を柱として、地域の状況に応じて必要な施策を総合的に実施していくことを基本的な考え方として示しています。いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>